

事 業 概 要

平 成 2 9 年 度

川 崎 市 健 康 福 祉 局 保 健 所
動 物 愛 護 セ ン タ ー

目 次

第1章 総説

1 沿革	2
2 根拠法令・関係法令	3
(1)根拠法令	
(2)関係法令	
(3)基準・要綱等	
3 組織構成及び人員	4
(1)組織構成	
(2)職員の配置状況	
(3)業務委託契約	
4 管轄区域	5
5 施設の概要	5
6 建物配置図及び平面図	6
7 事業予算及び手数料	7
(1)事業予算	
(2)手数料	

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	
(1)動物愛護の普及	9
①いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)	
②サマースクール	
③いのちの教育プログラム	
④動物愛護フェアかわさき 2017	
⑤動物慰霊祭	
⑥施設見学等	
⑦かわさき犬・猫愛護ボランティア	
⑧いのちの教育に係る意見交換会	
(2)動物の適正飼養推進	12
①犬猫等の適正飼養講座	
②動物に関する苦情	
③動物に関する相談・問い合わせ	
④返還時の飼い主指導	
⑤川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会	

2	動物の収容・保護・管理事業	16
	(1) 犬登録・狂犬病予防注射実施状況	
	(2) 犬の捕獲・収容・返還	
	(3) 犬猫等の引き取り	
	(4) 負傷動物の保護	
	(5) 収容動物の飼養管理	
	(6) 犬猫等の殺処分	
	(7) 犬猫等の譲渡	
	(8) 登録と狂犬病予防注射	
	(9) マイクロチップの推進	
	(10) 繁殖制限	
	(11) コーディネート事業	
3	動物取扱業及び特定動物に係わる事業	23
	(1) 動物取扱業	
	(2) 特定動物	
4	鳥獣保護管理法関係事業	24
	(1) 鳥獣捕獲許可等事務	
	(2) 移入動物捕獲支援	
	(3) アライグマ防除実施計画	
5	動物由来感染症対策	24
	(1) 収容動物等の検査	
	(2) 高病原性鳥インフルエンザ	
	わんわんレポート	25
	動物愛護センター案内図	

第 1 章 総説

1 沿革

昭和 49 年 4 月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として新たに発足しました。

当センターは、市の動物対策の中心的業務を行うとともに、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。さらに、動物由来感染症などの動物と人の中で憂慮される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

昭和 25 年 8 月	「狂犬病予防法」制定
昭和 26 年 11 月	川崎市立犬抑留所開設
昭和 33 年 12 月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和 44 年 5 月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和 46 年 10 月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和 48 年 10 月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和 48 年 11 月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和 49 年 4 月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和 49 年 9 月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和 50 年 10 月	「川崎市動物愛護賞」制定
昭和 55 年 1 月	「神奈川県犬による危害防止条例」廃止、「神奈川県動物保護管理条例」施行
昭和 55 年 7 月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」改称
昭和 63 年 5 月	動物ふれあい広場を開設(一部)
平成 元年 4 月	動物図書・ビデオコーナー開設
平成 2 年 10 月	動物ふれあい広場完成
平成 9 年 4 月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」と改称
平成 12 年 4 月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成 13 年 4 月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成 14 年 5 月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成 14 年 10 月	「身体障害者補助犬法」施行

- 平成 17 年 6 月 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成 17 年 8 月 「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成 18 年 6 月 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に
関する条例」一部改正
平成 20 年 4 月 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管され
る。
平成 25 年 9 月 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に
関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成 26 年 5 月 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正

2 根拠法令・関係法令

(1) 根拠法令

- 狂犬病予防法(昭和 25 年 8 月 26 日 法律第 247 号)
狂犬病予防法施行令(昭和 28 年 8 月 31 日 政令第 236 号)
狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年 9 月 22 日 厚生省令第 52 号)
川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和 25 年 11 月 1 日川崎市規則第 33 号)
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月 1 日 法律第 105 号)
動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和 50 年 4 月 7 日 政令第 107 号)
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年 1 月 20 日 環境省令第 1 号)
川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 12 年 3 月 24 日 条例第 21 号)
川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
(平成 12 年 3 月 31 日 規則第 45 号)
川崎市動物愛護センター条例(昭和 49 年 3 月 30 日 条例第 13 号)
川崎市動物愛護センター条例施行規則(昭和 49 年 4 月 1 日 規則第 40 号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)

(2) 関係法令

- 遺失物法(平成 18 年 6 月 15 日 法律第 73 号)
獣医師法(昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 186 号)
家畜伝染病予防法(昭和 26 年 5 月 31 日 法律 166 号)
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 83 号)
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
(平成 16 年 6 月 2 日 法律第 78 号)

(3) 基準・要綱等

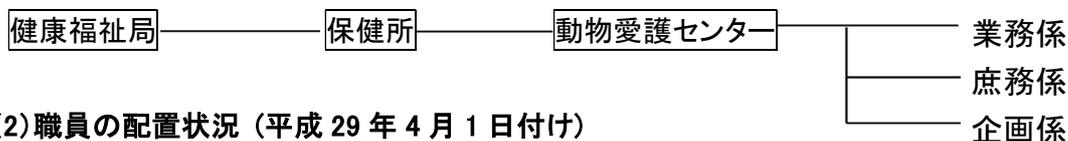
- 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- 展示動物の飼養及び保管に関する基準
- 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
- 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
- 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目
- 特定動物の飼養又は保管の方法の細目 等

関係要綱

- 動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱
- 電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱
- 移入有害動物捕獲支援要綱
- 犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱
- 川崎市動物の譲渡実施要綱
- 動物の引渡し等に関する実費徴収要綱 等

3 組織構成及び人員

(1) 組織構成



(2) 職員の配置状況 (平成 29 年 4 月 1 日付け)

	総数	所長	事務	獣医師	用務員	非常勤 嘱託員
総数	18	1	2	10	1	4
所長	1	1				
業務係	11		0	6	1	4
庶務係	2		2	0	0	0
企画係	4		0	4	0	0

(3) 業務委託契約

平成 28 年度から、以下の業務について業務委託を実施しています。

- ア 川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- イ 保護収容動物運搬等業務委託
- ウ 有害鳥獣捕獲等業務委託

4 管轄区域



5 施設の概要

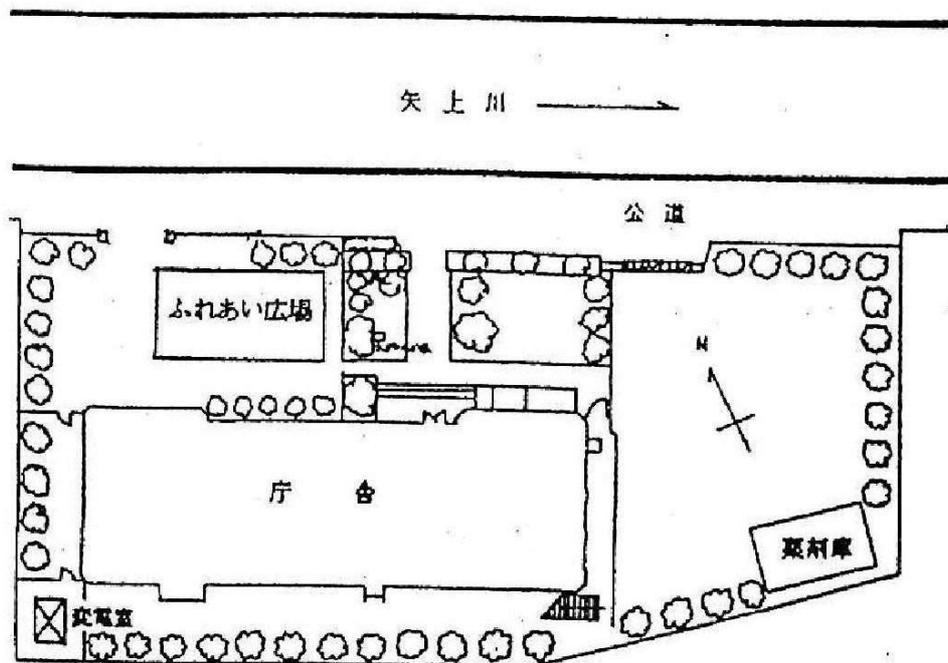
- (1)所在地 川崎市高津区蟹ヶ谷 119 番地
- (2)敷地面積 1, 282. 64 m²
- (3)建築構造 鉄筋コンクリート 2 階建
- (4)建築面積 316. 88 m²
- (5)建築延べ面積 609. 33 m²
- (6)施設内容



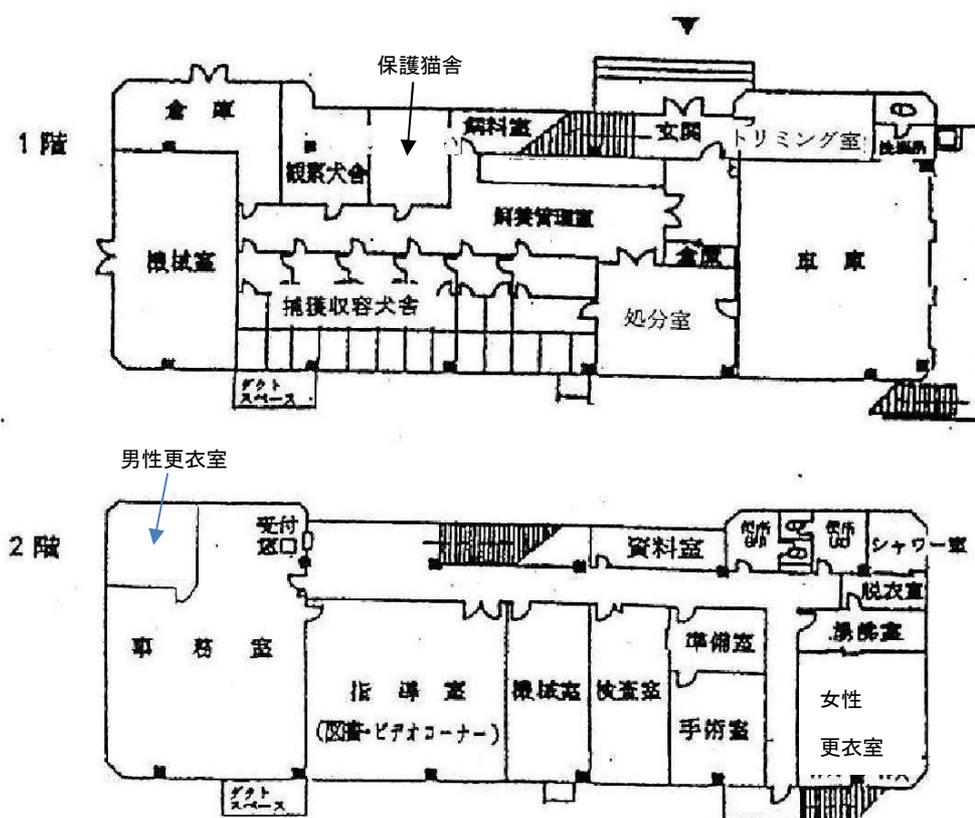
ア 管理関係施設	380. 77 m ²
手術室	22. 94 m ²
検査室	18. 60 m ²
事務室(男性更衣室含む。)	75. 50 m ²
女性更衣室	18. 60 m ²
機械室等	245. 13 m ²
イ 収容関係施設	158. 87 m ²
処置室(処分室)	20. 00 m ²
犬収容	130. 55 m ²
猫収容	2. 70 m ²
その他の動物	5. 62 m ²
ウ その他	69. 69 m ²
指導室	45. 26 m ²
薬剤庫	24. 43 m ²

6 建物配置図及び平面図

建物配置図



建物平面図



7 事業予算及び手数料

(1) 事業予算

29 年度予算

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手数料 (飼養登録)	諸収入	
歳入	5,625,000	3,000	2,096,000	
		県支出金	寄付金	合計
		1,535,000	3,000,000	12,259,000
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	48,543,000	344,000	48,887,000	

28 年度決算

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手数料 (飼養登録)	諸収入	
歳入	3,271,000	3,000	2,602,000	
		県支出金	寄付金	合計
		1,535,000	2,000,000	9,411,000
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	48,074,000	344,000	48,418,000	

(2) 手数料

① 動物愛護センター使用料

不妊手術料(雄)	1頭につき	8,000円
不妊手術料(雌)	1頭につき	15,000円

② 狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

③ 管理手数料(引取り手数料 平成25年9月1日改正)

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	1人につき	1,000円

④ その他

返還手数料	1頭につき	1,200円
飼養管理費	1日1頭につき	800円
マイクロチップ費用	1頭につき	2,000円

第 2 章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要となります。市民の動物を愛護する気風を招来し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養をもって、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)

小学校や保育園等を対象に、幼少のころから命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指すため、いのち・MIRAI 教室を実施しています。

いのち・MIRAI 教室では、小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの読み取り方等について説明します。児童は動物を飼うために必要なものを職員と一緒に考えることにより、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学びます。また、一部の小学校に対しては、かわさき犬・猫愛護ボランティアによる動物介在活動を実施しています。実際に犬とのゲームなどを通じてさらに命について学びます。

なお、平成 26 年度からは、動物の福祉を考慮して、動物を伴わないプロジェクトに変更し、いのちの教育プログラムを本格実施しています。このため、平成 26 年度に実施した教室は前年度より大幅に減少しました。

平成 27 年度から「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」を開始し、動物の気持ちになって考えることや、小さな命を大切にするためにはどのようにすればいいかを教えることに重点を置いて、いのち・MIRAI 教室を行っています。

今後も、学校側と細やかな打ち合わせを行い、充実したいのち・MIRAI 教室を実施していく予定です。

平成 29 年度は、小学校 11 施設 37 クラスで実施し、延べ 1, 111 名の参加でした。

いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)(平成 18 年度から平成 29 年度まで)

年 度	18			19			20			21		
	施設数	回数	人員									
保育園等	10	10	727	9	9	710	11	11	965	9	9	521
小学校	28	89	2,907	28	96	2,960	28	100	3,088	27	86	2,702
老人福祉施設	1	2	45	1	2	34	2	3	40	2	2	72
自主育児グループ	9	9	369	9	10	343	10	10	373	13	13	501
総 数	48	110	4,048	47	117	4,047	51	124	4,466	51	110	3,796

年 度	22			23			24			25		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	12	838	6	6	309	3	3	228	4	4	143
小学校	27	84	2,517	28	86	2,584	30	86	2,594	24	84	2,548
老人福祉施設	1	1	38	2	3	65	2	2	58	1	1	15
自主育児グループ	11	11	219	7	7	256	9	9	280	2	2	54
総 数	50	108	3,607	43	102	3,214	44	100	3,160	31	91	2,760

年 度	26			27			28			29		
施 設	施設数	回数	人員									
小学校	9	30	913	6	22	626	8	23	340	11	37	1,111
中学校	0	0	0	0	0	0	1	4	144	0	0	0
自主育児グループ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わくわくプラザ	0	0	0	0	0	0	1	1	78	0	0	0
総 数	9	30	913	6	22	626	10	28	562	11	37	1,111

② サマースクール

夏休み期間中に、センターの仕事や獣医師の仕事について勉強するサマースクールを開催しています。主に施設内の見学や動物収容の疑似体験等を通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最後まで飼う責任について考えます。

高学年向けプログラム「動物愛護センターのお仕事やってみよう！」

小学校高学年を対象に、主に収容動物の生態と飼養管理について勉強します。また、センターでの犬の収容の流れを、ぬいぐるみを使って疑似体験し、名札やマイクロチップによる所有明示の大切さについて学びます。普段あまり動物と接することがない子どもたちが多く参加しますが、最後には、「動物を飼うのって大変だね。」「最後まできちんと飼えるか考えないといけない。」「飼い主さんのところへみんな帰れるといいね。」という感想を聞くことができました。平成 29 年度は 4 回実施し、延べ 30 名が参加しました。

低学年向けプログラム「いのちを学ぼう&バックヤードツアー」

小学 2～4 年生を対象に、教材を使って人と動物のつながりや動物の気持ちを考えることで、人間と動物が同じように生きているということや動物を大切に想う気持ちを学びます。また、建物内を案内しながら説明を行うことで、動物愛護センターの仕事について知ってもらい、動物を大切に思う気持ちを感じてもらいます。平成 29 年度は 1 回実施し、19 名が参加しました。

③ いのちの教育プログラム

子どもたちの動物を大事に思う心、友達を気遣う優しい気持ちなどの豊かな人間性や社会性を育むため、奈良県桜田保健所うだ・アニマルパークの協力のもと、平成 25 年度から「いのちの教育プログラム」を実施しています。人間だけでなく全ての生き物のいのちの大切さについて考えることで、生命尊重、友愛と平和の情操に資することを目的としています。いのち・MIRAI 教室は身近な飼育動物について勉強しますが、このプログラムは私たちが暮らしている社会の仕組みを知り、動物等を思いやることを学ぶ新たな「いのちの教室」です。「気づき」「共感」「責任」をキーワードとし、プログラム 1 から 3 までの全 3 単位時間で構成されます。

	単元	学習内容	時数
プログラムⅠ	私たちと動物との関わり	①私たちの周りの動物を知る ②命のつながりを考える	1
プログラムⅡ	動物たちと私たちのいのちは同じ	①生きている証拠を確かめる ②動物の気持ちを考える	1
プログラムⅢ	動物のために私たちができること	①動物へ果たす責任 ②私たちがとるべき行動	1

④ 動物愛護フェアかわさき 2017

毎年 9 月 20 日から 26 日までは「動物愛護週間」です。また、この期間中に全国的に動物愛護事業が行われています。当市では 9 月 24 日(日)に中原区役所において「動物愛護フェアかわさき 2017」が開催されました。動物愛護フェアでは、出張の譲渡会やセンター譲渡動物の写真展、動物愛護及び適正飼養の普及啓発パネルの展示、センター事業に関するパネルの展示及び動物愛護普及啓発リーフレット等の配布を行いました。

⑤ 動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、当センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと川崎市健康安全研究所で試験検査に供された動物たちの霊を供養するため、獣医師会、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、各区役所保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行っています。平成 29 年度は 9 月 21 日(木)に実施し、59 名が参列しました。

⑥ 施設見学等

当センターは、広く一般に公開しており、市内だけでなく市外の方からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、処分室も含めた施設全体の見学を実施していま

す。報道機関等からも度々取材の依頼があり、対応しています。見学等に関しては、当センターの業務を正しく理解してもらうことや、殺処分の実態を知ってもらうことにより、より広く動物愛護の普及啓発を図るため、積極的に対応しています。平成 29 年度は 155 回、336 名の来所がありました。

⑦ かわさき犬・猫愛護ボランティア

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第 18 条により規定される「かわさき犬・猫愛護ボランティア」の募集や支援等に関する庶務を行っています。

平成 29 年度は、第 10 期として平成 28 年 11 月から 110 名の登録があり、「かわさき犬・猫愛護ボランティア会議」を計 4 回、ボランティアと川崎市が協働で開催する研修会を計 2 回実施しました。

平成 29 年度 かわさき犬・猫愛護ボランティア会議実施回数

	日付	参加人数	実施場所
第 1 回	平成 29 年 5 月 16 日(火)	20 名	高津区役所 5 階第 1 会議室
第 2 回	平成 29 年 8 月 18 日(金)	17 名	中原区役所 501 会議室
第 3 回	平成 29 年 11 月 10 日(金)	57 名	川崎医師会館
第 4 回	平成 30 年 2 月 13 日(火)	40 名	中原区役所 502 会議室

平成 29 年度 かわさき犬・猫愛護ボランティア研修会

	内容	講師	参加人数
第 1 回	保護犬・保護猫・野良猫の現状を知る	ボランティア	49 名
第 2 回	猫の行動学～猫の気持ちを知るヒント～	入交 眞巳 先生	106 名

⑧ いのちの教育に係る意見交換会

平成 27 年度から動物を通じて子どもたちへのいのちの大切さや他者への思いやり等を伝え、想像力や共感力の醸成や豊かなこころを涵養する「いのちの教育」について、意見交換会を設置し、開催しています。

(2) 動物の適正飼養推進

動物の苦情については、各区役所保健福祉センター衛生課と当センターに寄せられますが、近年特に犬の鳴き声や犬猫の糞尿による被害の相談が多くなっています。鳴き声の苦情は近隣とのトラブルが発生しやすく、しつけのし直しなどの問題行動改善対策や環境対策が必要となります。また、糞尿の不始末や放し飼いなどは飼い主のモラルが低いことに起因しており、飼い主への継続的な指導が必要となります。このため、返還、譲渡等様々な機会を通じて、飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように普及啓発をしています。

① 犬猫等の適正飼養講座

犬猫等の譲渡を希望する方を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施しています。

また、現在犬や猫を飼っている、またはこれから飼いたいと思っている市民を対象に マナーアップを目的とした、犬や猫と楽しく暮らすための適正飼養講座を開催しています。

平成 29 年度実施状況

種類		回数	参加数	内容
譲渡講習会	譲渡前	86	97	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時	71	77	犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等
適正飼養講座		2	88	「犬のしつけ方教室～犬と楽しく暮らすために～」 「猫と楽しく暮らすためのエッセンス」

② 動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に犬の捕獲に関しては、市民の安全のために時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、負傷動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課と連携を図りながら、迅速に対応するとともに、夜間などの時間外には川崎市獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

市に寄せられる苦情を動物別にみると、犬の相談で最も多いのが「犬の鳴き声」「散歩での糞の不始末」です。特に鳴き声に関する苦情の場合には、飼い主が判明しており、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例がたびたびあります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、保健福祉センター衛生課と協力して、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

猫に関する苦情では、仔猫の保護や引き取りの相談が最も多く、次いで近隣の猫の餌やりや外飼い猫による糞尿の被害などとなります。飼い主の判明しない仔猫や負傷猫に関しては、聞き取りを十分に行い、緊急性があるものについては拾得者からの引き取りや現地保護を行っています。

また、猫に餌やりを行っている人や猫の飼い主が判明している場合には、保健福祉センター衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導や助言をしています。さらに、困っている市民に対して、猫侵入防止対策等について助言を行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例が少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、糞尿の不始末や異常な鳴き声の放置、集合住宅での不適正飼養など、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものが多く、現地調査により状況を確認するととも

に、必要に応じて保健福祉センター衛生課への技術支援という形で対応します。

平成 29 年度の当センターへの苦情相談件数は 661 件(犬に関する苦情等が 133 件、猫に関する苦情等が 421 件、その他の苦情等が 107 件)でした。

動物の苦情相談件数(区、種類及び内容別)

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		661	225	64	100	104	62	63	43
犬	捕獲・不明・保護要請	86	11	6	15	11	18	14	11
	所有者引取	29	27	0	1	1	0	0	0
	飼養管理	10	6	0	1	0	2	1	0
	その他	8	3	0	0	0	4	1	0
猫	不明・保護要請	296	102	35	51	48	24	22	14
	所有者引取	35	16	4	5	8	0	1	1
	飼養管理	36	9	7	8	8	0	2	2
	その他	54	20	3	5	12	5	6	3
その他	保護要請	36	13	2	5	3	3	5	5
	所有者引取	13	2	2	5	1	0	2	1
	飼養管理	2	1	0	0	0	0	1	0
	その他	54	13	5	4	12	6	8	6
その他		2	2	0	0	0	0	0	0

③ 動物に関する相談・問い合わせ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受けつけています。特に、現在飼っている方で、飼養管理方法に悩んでいたり、問題行動に対応できていない等の場合、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導を実施し、終生飼養に向けて支援しています。また、飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿(市内・市外)に記録するとともに、他自治体や警察署などを紹介しています。さらに、当センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、24 時間情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを常設し、常に問い合わせに対して迅速、的確に対応できるようにしています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回の割合で、当センターに電話をもらい、収容動物が飼い主に正確に返還できるように厳重にチェックしています。なお、動物を保護したという届け出に関しても保護動物受付簿に記録して、警察署等を紹介するなど同様に対応しています。平成 29 年度の相談件数は 584 件(動物の飼養希望 110 件、動物の飼い

方相談 10 件、逸走動物届出 309 件、保護動物届出 102 件、その他 53 件)でした。

相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	584	98	58	48	54	43	32	52	64	44	29	29	33
飼養希望	110	20	18	6	9	6	6	6	11	9	5	11	3
飼い方相談	10	1	0	3	0	1	0	2	0	1	0	2	0
逸走動物届出	309	44	32	25	29	27	17	27	37	22	16	11	22
保護動物届出	102	13	3	10	15	9	9	9	12	5	7	4	6
その他	53	20	5	4	1	0	0	8	4	7	1	1	2

④ 返還時の飼い主指導

收容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着のため飼い主がわかりません。また、犬に関しては、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)がほとんど装着されていません。このため、飼い主が判明したときには、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)に基づく所有明示義務や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導します。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。收容される犬猫の飼い主からは、「いつもは帰ってくる。」というような発言が多く見受けられるため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、2回以上当センターに收容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策について各区役所保健福祉センター衛生課と協力して現地指導をしています。

平成 29 年度收容動物所有者明示状況

	鑑札	注射済票	マイクロチップ	迷子札
犬	1	1	21(登録 16)	0
猫			1(登録 0)	0

※ 鑑札と注射済票両方を装着していた犬、また鑑札や注射済票とマイクロチップの両方を装着している犬はいませんでした。

⑤ 川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会

平成 29 年度から当センターの運営強化や市民協働の活性化等を目指す為、運営等に関する懇談会を設置し、定期的に開催しています。平成 29 年度は、2 回開催しました。

2 動物の収容・保護・管理事業

(1) 犬登録・狂犬病予防注射実施状況

年度別推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
登録頭数	51,406	54,401	56,562	58,607	60,350	61,504	62,012	62,617	62,944	62,001	60,186
	5,888	5,316	4,950	4,563	4,362	3,958	3,644	3,619	3,828	3,697	3,836
予防注射頭数	41,823	43,039	43,901	44,763	45,406	45,380	45,887	44,319	44,956	43,601	45,596

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

区別状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	60,186	9,089	5,943	7,720	9,197	10,428	8,388	9,421
	3,836	663	471	487	582	704	420	509
予防注射頭数	45,596	7,341	4,585	5,727	6,449	8,803	5,612	7,079
世帯数	722,881	117,057	79,117	129,870	111,105	98,655	110,393	76,684

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

(2) 犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物愛護管理法、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、危害防止及び動物愛護のため、犬の捕獲、拾得者等からの引き取り、負傷した犬の保護を実施しています。咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区役所保健福祉センター衛生課と連携し、迅速に対応しています。

平成 29 年度の犬の収容は 81 頭でした。その内訳は、犬の捕獲が 21 回出動で 4 頭、拾得者等からの引き取りが 73 頭、負傷犬の保護が 4 頭でした。収容された犬 81 頭のうち、57 頭が飼い主に返還されました。

犬の捕獲等・返還状況の年度別推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
捕獲等頭数	196	189	126	127	144	116	102	98	70	85	81
	116	154	94	101	120	96	79	80	54	73	73
返還頭数	149	132	84	79	94	70	60	68	46	63	57
返還率	76.0	69.8	66.6	62.2	65.3	60.3	58.8	69.4	65.7	74.1	70.4

※捕獲等頭数下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

収容犬の返還日数

当センターでは収容日当日から数えて5日目(土日祝日を除く。)を飼い主を探すための収容の期限としています。

区		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	飼い主が 市外
捕獲等頭数		81	11	7	16	13	19	10	5	
返還頭数		57	5	3	8	9	15	6	4	7
返 還 日	収容当日	26	2	2	6	3	6	4	1	2
	2日目	21	1	1	2	4	7	2	2	2
	3日目	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	4日目	2	0	0	0	1	1	0	0	0
	5日目以上	7	2	0	0	1	0	0	1	3

(3) 犬猫等の引き取り

平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、飼い主から動物の引き取りを求められた場合には、原則新たな飼い主を探す努力をすることと終生飼養について指導しています。なお、「やむを得ない理由がある場合」に限り、殺処分について十分に説明して引き取っていますが、このやむを得ない理由とは、飼い主の死亡、独居高齢者の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからない場合などをいいます。

また、犬猫等を拾った市民から引き取りを求められた場合には、故意または悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しています。特に猫に関しては、拾得された猫が自活できない状況か確認するとともに、自活できると判断した猫については引き取りを実施していません。なお、引き取り動物の大部分は離乳前の仔猫で、「産み捨てられた仔猫」「捨てられていた仔猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主がまだまだ多いため、多くの仔猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については屋内飼養するように指導していますが、なかなか普及啓発が進んでいないのが現状です。平成29年度の引き取り動物は515頭で、犬78頭(飼い主から5頭、拾得者等から73頭)、猫380頭(飼い主から65頭、拾得者等から315頭)、その他の動物は57頭(警察から57頭)でした。なお、平成18年度から、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に基づき、拾得者等から犬猫を引き取る場合には、「所有者の判明しない犬猫の引き取り依頼書」により引き取りを実施しています。

犬猫等の引き取り状況年度別推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総数	1,351	1,180	949	927	845	629	419	405	449	446	515
	879	793	683	693	561	450	326	291	357	355	388
犬	187	227	143	157	177	127	98	123	78	87	78
	116	154	94	101	120	96	79	80	54	73	73
猫	1,101	852	746	704	605	444	274	230	334	313	380
	738	639	589	562	441	354	247	211	303	282	315
その他	63	101	60	66	63	58	47	52	37	46	57

※下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

(4) 負傷動物の保護

公園、道路等で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主のわからない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などの治療を行います。また、夜間・休日などの時間外の負傷動物の保護及び治療については、川崎市獣医師会に委託しています。平成 29 度の負傷動物の保護は、211 頭(犬 4 頭、猫 201 頭、その他 6 頭)でした。

負傷動物保護状況年度別推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総数	339	347	330	279	159	167	188	221	147	155	211
犬	0	20	16	9	5	2	2	6	4	3	4
猫	244	189	203	172	149	158	181	209	139	150	201
その他	95	138	111	98	5	7	5	6	4	2	6

平成 29 年度の動物の収容状況

		総数	保健福祉 センター	愛護センター		
				窓口	個別	
総数		730	252	69	409	
所有者か らの引取 り	計	70	27	4	39	
	犬	計	5	1	0	4
		91 日以上	5	1	0	4
		91 日未満	0	0	0	0
	猫	計	65	26	4	35
		91 日以上	55	19	4	32
		91 日未満	10	7	0	3
その他の動物		0	0	0	0	
拾得者等 からの引 取り(警察 含む)	計	445	179	60	206	
	犬	計	73	6	9	58
		91 日以上	71	6	9	56
		91 日未満	2	0	0	2
	猫	計	315	169	51	95
		91 日以上	2	0	0	2
		91 日未満	313	169	51	93
その他の動物		57	4	0	53	
犬の捕獲	計	4	1	1	2	
	91 日以上	4	1	1	2	
	91 日未満	0	0	0	0	
負傷動物	計	211	45	4	162	
	犬	計	4	2	0	2
		91 日以上	4	2	0	2
		91 日未満	0	0	0	0
	猫	計	201	38	4	159
		91 日以上	89	26	2	61
		91 日未満	112	12	2	98
その他の動物		6	5	0	1	

(5) 収容動物の飼養管理

飼い主の判明しない収容動物については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は収容日当日から数えて最低 5 日間以上

(土日祝日を除いて数える。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップリーダーによる全身の読み取りを実施しています。また、咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、各区保健所支所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し鑑定を行っています。なお飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には当センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合などは、当センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施することになります。さらに、飼い主からの引き取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。なお、動物同士の感染症を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、ヨウ素や熱湯なども使用します。

(6) 犬猫等の殺処分

収容管理期間が満了した動物のうち、譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を実施します。また、収容された動物で、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を実施します。

平成29年度の殺処分(死亡数を含む。)は152頭(犬6頭、猫125頭、その他21頭)でした。そのうち、交通事故等で収容時に死亡していたもの及び収容中に死亡したのは126頭(犬5頭、猫113頭、その他8頭)でした。

殺処分の年度別推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総数	1,474	1,234	989	694	451	361	160	175	149	153	152
					92	73	102	138	130	131	126
犬	86	87	58	30	19	14	2	0	4	1	6
					2	1	2	0	4	1	5
猫	1,301	993	816	586	396	323	150	151	130	124	125
					88	70	96	137	121	120	113
その他	87	154	115	78	36	24	8	24	15	28	21
					2	2	4	1	5	10	8

※ 下段は死亡数(再掲)

(7) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を個人や新たな飼い主を見つける活動をしている対象団体等に譲渡しています。また、譲渡をより推進するため、当センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

一般譲渡

新たな飼い主を希望する市民等に対して、動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主になるよう啓発しています。また、講習会実施の際、当センターの譲渡条件について説明し、動物を飼養できる環境が確認しています。動物を譲渡する場合には、マッチング形式で実施しています。さらに、譲渡後のフォローについても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡動物の飼養管理調査は、終生飼養推進事業で特に重要なものと考え、フォローが可能な市民及び近隣の住民に対して譲渡を実施しています。

団体等譲渡

新たな飼い主を見つける活動を行う団体等(個人活動者を含む。)を対象に譲渡を行っています。団体等への譲渡動物は、一般譲渡より基準を緩和し、その動物の状況を説明したうえで、離乳前の仔猫や老齢、病気の動物についても譲渡を実施しています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利な活動を行う団体で、平成 29 年度は 38 団体(個人活動者含む。)が譲渡対象団体等として登録されています。

譲渡状況年度別推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総数	139	133	202	416	469	391	397	397	378	392	505
犬	66	71	41	69	80	71	54	81	49	36	27
猫	49	49	123	299	357	273	298	283	305	327	435
その他	24	13	38	48	32	47	45	33	24	29	43

平成 29 年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	505	85	18	1	2	6	9	1	1	47	420
犬	27	3	0	0	1	0	0	0	0	2	24
猫	435	66	3	1	11	16	8	12	6	9	369
その他	43	16	1	1	0	1	0	0	1	12	27

休日譲渡会の開催

収容動物の譲渡を推進するために、平日の譲渡だけではなく、毎月第3日曜日を犬・猫の譲渡会の日として広報し、開催しました。普段、センターに来ることができない市民に来ていただくことで、動物たちの置かれている現状や飼い主の責任について、広く普及啓発することができました。また、愛護団体等と合同で実施することにより、それぞれの抱えている動物の譲渡の機会を作ること、さらにセンター収容動物の譲渡を進めることができました。平成29年度は計14回実施しました。今後も継続して実施していきます。

(8)登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、登録状況の確認を行い、未実施犬については、登録と狂犬病予防注射を実施しています。また、譲渡の際にも市内在住者に対して登録等を実施しており、平成29年度は登録11頭、予防注射12頭でした。

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	11	3	0	1	0	4	2	1
予防注射実施頭数	12	3	1	2	1	4	0	1

(9)マイクロチップの推進

所有明示措置を積極的に推進するため、返還の際にマイクロチップについて飼い主に説明したうえで、希望者に挿入を実施しています。また、一般譲渡の際は全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。平成29年度は、犬3件、猫64件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明したうえで実施しました。

(10)繁殖制限

当センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった仔猫です。また、収容動物の多くが繁殖制限をきちんと実施していないという現状があります。当センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる人に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、当センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に健康状態が問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施するようにしています。平成29年度は、犬1頭(雄1頭)、猫55頭(雄34頭、雌21頭)を手術実施後に譲渡しました。

(11)コーディネート事業

やむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報を、当センターのホームページに掲載することで、新たな飼養希望者を探す手伝いをしています。なお、市民を対象としており、ホームページに掲載するためには、直接当センター窓口での申込が必要となります。平成29年度は、新たに17件の登録があり、1件の譲渡が成立しました。

3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業

(1) 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、哺乳類、鳥類、は虫類について、販売・保管・貸出・訓練・展示・競りあわせん・譲受飼養のいずれかの業を営む場合には、規定された基準に適合した動物の取り扱い施設、飼養施設を設け、保健所長の登録を受ける必要があります。川崎市では、動物取扱業に係わる相談、申請、監視を各区役所保健福祉センターで実施していますが、当センターにも市民からの相談が多く寄せられるため、協力して対応しています。

平成 29 年度登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
第 1 種取扱業登録数	535	80	56	77	61	96	83	82
第 2 種取扱業届出数	11	2	3	1	1	0	2	2

なお、平成 25 年の法改正により、一定数以上の動物を飼養する施設を有し、非営利で譲渡し、保管、貸出、訓練、展示の業を行う場合には第二種動物取扱業の届け出が必要になりました。主に飼養施設を有した動物愛護団体や盲導犬・聴導犬等の団体となります。平成 29 年度末時点で、川崎市内では 7 施設、11 届出があります。

(2) 特定動物

動物の愛護及び管理に関する法律では、猛獣や猛禽類、有毒である動物を特定動物として定めており、飼養または保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。当センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立ち入り検査を実施します。また、既許可施設については、随時立ち入り調査を実施し、施設基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、関係機関と連携し必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

平成 29 年度飼養許可状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)	12	7	1	0	1	1	1	1
内 訳	サル	2	0	1	0	0	1	0
	ワニ	4	3	0	0	0	0	1
	カメ	4	2	0	0	1	0	1
	ヘビ	1	1	0	0	0	0	0
	トカゲ	1	1	0	0	0	0	0

4 鳥獣保護管理法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づく捕獲許可事務について当センターに移管されています。4月以降はカラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。当センターでは、相談内容により、公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その管理者を紹介しています。また、巣立ちビナが地上に落ちて親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、委託業者に現場確認を依頼し、原因である巣立ちビナの捕獲をすることもあります。平成29年度生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は155件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は4件、これに伴う許可証及び従事者証は1,272枚交付しました。

(2) 移入動物捕獲支援

要綱に基づき、人家等に営巣し騒音や糞尿等の生活環境被害を発生させた有害移入動物(ハクビシン等)の捕獲を実施する市民に、捕獲方法の助言と捕獲器具の貸出等の支援をしています。

(3) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、当センターから委託された職員が直接現地を確認して設置します。なお、当該職員は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

5 動物由来感染症対策

(1) 収容動物等の検査

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、収容動物からの病原体検出状況等について検査を実施しています。また、常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるのと同時に、施設内の感染症を予防することができます。平成29年度は犬猫等の収容動物を対象に検便(虫卵)を延べ4,800件実施しました。2ヶ月齢前後の仔猫を中心に回虫やコクシジウム等が検出されました。このような寄生虫が検出された場合には、対象動物を駆虫するとともに、感染が広がらないよう徹底的に消毒しています。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、各区役所保健福祉センター衛生課と協力し、死亡野鳥の迅速検査を実施しています。



わんわんしपोर्ट

平成29年4・5月号 No.373

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



Copyright (c) 2010 Mari Torigoe.

新年度のご挨拶

新年度を迎え御挨拶を申し上げます。
所長として2年目の春を迎えることができました。動物愛護センターは、ボランティアの方々や動物愛護団体、公益社団法人 川崎市獣医師会等に御協力をいただき、動物の福祉や臨床技術の向上などを図り、動物の殺処分数削減及び譲渡推進を実施することができました。あらためて皆様にご挨拶を申し上げます。

また昨年度は「動物愛護基金」を設立し市内外の多くの方々から金銭や物品の寄附をいただきました。皆様の御厚意は、センターの動物達のために活用させていただいております。

新センターにつきましては、本年度から建設工事を開始する予定です。新しいセンターにおいては、「いのちを学ぶ場」、「いのちを守る場」としての役割を發揮できるような様々な事業を実施してまいりますので、今後ともご支援いただけますようお願い申し上げます。

川崎市動物愛護センター所長 小倉 充子



～平成29年4月1日付けで動物愛護センター職員の変更があります～

☆お世話になりました
担当 (獣医師) 南 直貴

☆よろしく願います
担当 (獣医師) 戸田 泰弘
担当 (獣医師) 金子 七波

川崎市動物愛護センター生活衛生課
係長 大原 千恵
課長補佐 高橋三恵子

川崎区役所保健福祉センター生活衛生課
係長 杉本 徳子
課長補佐 伊達 千晶
係長 山本 甲香
課長補佐 金子亜紗美
係長 吉良 智子
係長 佐野 孝祐

中原区役所保健福祉センター生活衛生課
係長 平 志
金子 倫子
高松 裕希

高津区役所保健福祉センター生活衛生課
係長 鈴木香菜子
山本 綾香
岡部 幸子
山本 義明
掛川 由紀
北沢実乃莉

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

◆犬の登録について

生後 90 日を過ぎたら、**生涯1回**の登録が必要です。お住まいの区の保健福祉センター衛生課へお問い合わせください。登録は1頭の犬につき、登録手数料（川崎市では3,000円）がかかります。引越した場合には移転先の市区町村窓口への届け出が必要となります。



◆狂犬病予防注射について

飼い犬には、**年に一度**、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。予防接種をされましたら、お住まいの区の保健福祉センター衛生課にて注射済票の交付を申請してください。（手数料550円）市内狂犬病予防注射済票交付病院では、その場で注射済票の交付を受けることができます。

★犬鑑札および注射済票の装着について

犬鑑札および注射済票は、犬に装着することが法律で義務付けられています。また、これらは飼い犬が迷子になった際や、思わぬ災害で離ればなれになってしまった場合にも、飼い主の方の氏名、住所、連絡先を調べるすることができます。大切な飼い犬を守るためにも**必ず装着**してください。

猫の不妊及び去勢手術補助について（オス2,000円 メス3,000円）

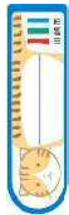
猫の不妊去勢手術の一部補助を実施しています。詳細は、以下のホームページをご覧ください。



平成29年度猫の不妊及び去勢手術補助のご案内【生活衛生課】http://www.city.kawasaki.jp/350/page_0000017780.html

猫の迷子札配布のご案内

今年度から、区役所保健福祉センター衛生課の窓口で猫の不妊及び去勢手術補助の申請をした方々などを対象に、猫用の迷子札を配布しております。是非、この機会に愛猫に迷子札を付けてあげてください。



譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、**毎月第3日曜日**に譲渡会を定期開催しています。

動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。

今後の開催予定日

- 6月18日(日) 14～16時
- 7月16日(日) 14～16時
- 8月20日(日) 14～16時

アゼリアの広報コーナーにて

譲渡動物写真展を実施しました！

川崎駅近くの人通りの多い場所に展示をすることができました。道行く方に啓発する機会となりました。ご協力いただきました新しい飼い主様、ご覧いただきました皆様、どうもありがとうございました！

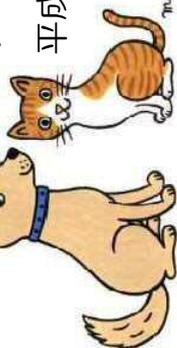


平成29年4月14日～27日 実施



わんわんしपोर्ट

平成29年6・7月号 No.374



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237

Copyright (c) 2010 Mari Torigoe.

動物愛護センター「いのちの教育」について

川崎市動物愛護センターでは、川崎市内の小学校等を中心に、いのちの大切さを教えるための出前授業を実施しています。過去にはふれあい動物を連れて教室を行っていましたが、ふれあい動物のストレス・高齢化等を勘案し、平成26年度から動物を連れて行かない授業を行っています。『動物を触る場』から『いのちの大切さを教える授業』へと転換し、動物の気持ちになって考えることや、小さないのちを大切にすることをどのようにすればいいか、子どもたちの意見を引き出すことに重点を置いています。

平成28年度には、市立小学校8校、中学校1校、わくわくプラザ1施設（延べ30回、952名）で実施しました。小学校低学年には写真やパネルを用いて、中学校ではディベート形式で動物の気持ちについて考えたり、みんなの意見を聞いたりして、いのちについて勉強しました。小学校3校では、かわさき犬・猫愛護ボランティアさんのご協力により、犬の介在活動も実施することができました。

ひと・どうぶつMIRAIプロジェクト「いのちをまなぶ」取組の1つとして「いのちの教育に係る意見交換会」を設置し、外部有識者のご意見を頂戴しながら、教育委員会等と連携し、内容のブラッシュアップ、新動物愛護センターでの教育活動について検討を行っています。



川崎市動物愛護センターFacebookページのご案内

川崎市動物愛護センターでは、去年9月から公式Facebookアカウントを取得し、Facebookによる情報発信を実施しています。

ホームページURL :

<https://www.facebook.com/川崎市動物愛護センター-1735717170027363/>

啓発事業や譲渡事業等、様々な情報を写真付きで発信しています！運営にあたり、原則、フォローや返信は行いませんが、「いいね」や「シェア」は大歓迎ですので、アカウントをお持ちの方は、ぜひご覧ください。



譲渡会のご案内

動物愛護センターでは収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。(9月は動物愛護フェア内で開催予定です)



今後の開催予定

- 7月16日(日) 14時～16時
- 8月20日(日) 14時～16時
- 9月は動物愛護フェア2017を会場としますので第3日曜日にセンターでの開催はありません。

動物愛護週間について

9月20日から26日は動物愛護週間として定められ、国・地方自治体・関係団体が協力して、動物の愛護と管理に関する普及啓発のための各種行事を実施しています。川崎市では以下の行事を予定しています。

動物愛護フェア2017のご案内

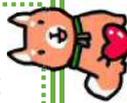
本年度も「動物愛護フェアかわさき」を開催します。内容等の詳細につきましては次号にてご案内いたします。

開催日時 9月24日(日) 10:00～15:00
開催場所 中原区役所

慰霊祭のご案内

動物愛護センターにおいて殺処分・死亡した動物及び健康安全研究所などにおいて試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。

日時 9月21日(木) 14:00～15:00
場所 川崎市動物愛護センター



マイクロチップについて

突然の迷子、災害、盗難、事故……ペットは住所も名前もいえません。そんなとき、マイクロチップは確実な身元証明になります。

迷子や災害などによって飼い主と離ればなれになっても、マイクロチップの番号をリーダーで読み取り、データベースに登録されている飼い主の情報と照合することで飼い主のもとに戻ってくる可能性が高くなります。

マイクロチップを装着しただけでは、保護されて番号が読み取られても飼い主の情報はわかりません。装着したら、必ず「動物ID普及推進会議(AIPO)」に登録手続きを行ってください。

- ① 動物病院でマイクロチップを装着する。
- ② マイクロチップ登録申込書に記入する。
- ③ データ登録料千円を支払う。(平成29年6月現在)
- ④ 申込書を(公社)日本獣医師会事務局に送付する。
- ⑤ 飼い主の方へ登録完了ハガキが届く。



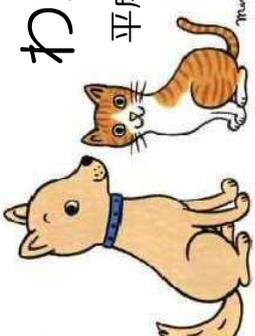
注意：転居などで登録情報が変更した場合も登録手続きをお願いします。

祝 150周年 川崎市

わんわんしपोर्ट

平成29年8・9号 No.375

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237




Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

9月20~26日は「動物愛護週間」です

国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。川崎市では以下のイベントを開催予定です。

9/21 (木)

14:00~15:00



動物慰霊祭

会場：川崎市動物愛護センター

川崎市動物愛護センターにおいて殺処分または死亡した動物及び健康安全研究所などにおいて試験検査のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。



9/24 (日)

10:00~15:00

動物愛護フェアかわさき2017

会場：中原区役所ほか

今年の動物愛護フェアは、中原区役所会場での開催となります。動物愛護センターでは、動物愛護フェアの会場で『犬・猫の譲渡会』を実施します。そのほか、区役所会場ならではの空間を活かして、以下のイベントや展示を行いますので、ぜひご来場ください！

- 言導犬・障害犬デモンストラーション
- 犬・猫の譲渡会 (譲渡会は11~14時です。)
- ペットの防災コーナー
- ニシアター「ペット」
- 寄席 (動物落語) など



臨時譲渡会開催決定！

子猫の7千譲渡会
9/3(日)14:00~16:00

9月3日(日)14~16時に動物愛護センターにて子猫を対象とした譲渡会を行います。新しい飼い主さんとの出会いを待っているかわいい子猫がたくさんいます！皆様のご来場お待ちしております！



譲渡会の御案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。お誘いあわせの上、ぜひご来場ください。



今後の開催予定日

- 10月15日(日) 14~16時
- 11月19日(日) 14~16時

9月の**第3日曜日**は、**動物愛護センター**での**譲渡会**の開催は**ありません**のでご注意ください。

夏休み体験イベント(サマースクール)を実施しました

●動物愛護センターのお仕事やってみよう！

7月25日(火)から28日(金)の4日間、小学4~6年生を対象に「動物愛護センターサマースクールお仕事やってみよう！」を企画し、開催しました。参加者30名が犬の保護及び収容の模擬体験と猫のごはん作りを体験しました。動物愛護センターのお仕事を通じて、動物の習性や終生飼養の大切さ、飼い主責任について学びました。(写真右：保護犬の特徴を調べる参加者)



●いのちを学ぼう&バックヤードツアー

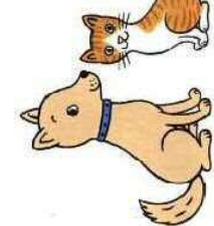
8月2日(水)には、小学2~4年生を対象に「いのちを学ぼう&バックヤードツアー」を開催しました。19名が参加し、張子の教材を使い、動物の住処・人と動物のつながり・動物の気持ちについて一緒に考えるアクティビティを行いました。バックヤードツアーでは、動物愛護センターの仕事の様子を見学しました。(写真左：張子の動物を使った説明を聞く参加者)



ペットの災害対策について

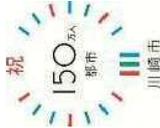
9月1日は防災の日です。もしものための災害対策、万全ですか？災害発生時には、人だけでなくペットも危険にさらされます。日頃から防災用品の準備やしつけ、迷子対策を行い、万一の災害に備えましょう。川崎市では、「ペットの飼い主のための防災手帳」を、各区役所保健福祉センター衛生課窓口、動物愛護センターにて無料で配布しておりますので是非ご利用いただき、ペットを含めた防災対策を御家庭で話していただくきっかけにいただければ幸いです。





わんわんしपोर्ट

平成29年10・11月号 No.376



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



Copyright (c) 2010 Mari Torigoe.

川崎市動物愛護センターの Facebook開設1周年

動物愛護センターの公式 Facebook (ページ名「川崎市動物愛護センター」) を開設して1年がたちました。
現在、約550人の方にフォローしていただいています。
ありがとうございます。

今後も、動物愛護センターがより多くの方々につながる場として、また、イベントや譲渡動物などの情報発信の場として活用していきますのでよろしくお願ひします。

運営にあたり、原則、フォローや返信は行いませんが、「いいね」やシェアは大歓迎です！！



ホームページ URL

<https://www.facebook.com/川崎市動物愛護センター-1735717170027363/>



(譲渡会のお知らせ)



(愛護教室の報告)



(寄附品の紹介)

臨時譲渡会開催！

猫の7千歳祝会

10月29日(日)14～16時、動物愛護センターにて猫を対象とした譲渡会を行います。

新しい飼い主さんとの出会いを待っている



3～4カ月の子猫が
たくさんいます！
皆様のご来場お待ち
しております！

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。

動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。



9月に行われた子猫のプチ譲渡会は大盛況でした！皆様ありがとうございました。

今後の開催予定日

- H29年11月19日(日) 14～16時
- H29年12月17日(日) 14～16時
- H30年1月21日(日) 14～16時

※前回号掲載内容に関するお詫びと訂正

【譲渡会日程】

- 誤 10月16日(日) → 正 10月15日(日)
 - 誤 11月20日(日) → 正 11月19日(日)
- ご迷惑おかけしましたこと深くお詫び申し上げます

動物愛護フェアかわさき 2017のご報告

9月24日(日)に中原区役所で行われました動物愛護フェアかわさき2017には、3,700名の方々にご来場いただきました。

当日、動物愛護センターでは出張譲渡会を実施し、約650名の方々が会場に足を運んでくださいました。ありがとうございます。



また、動物愛護センターからは猫5頭の譲渡が決まりましたので、併せてご報告させていただきます。

(写真：譲渡会の子猫)

動物慰霊祭のご報告

動物愛護センターにおいて殺処分又は死亡した動物、及び健康安全研究所において誹殺検査のために用いられた動物の慰霊を目的とし、9月21日(木)に平成29年度動物慰霊祭を執り行いました。

当日は59名の皆様に御参列いただきました。

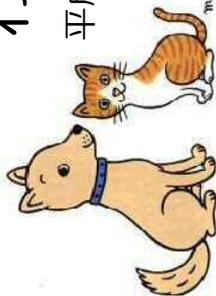


(写真：当日の祭壇)



わんわんしपोर्ट

平成29年12・1月号 No.377



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



Copyright (C) 2010 Mari Toriigo.

第10期かわさき犬・猫ボランティア活動スタート



かわさき犬・猫愛護ボランティアは、2年ごとに登録を実施しているボランティアとなります。平成29年11月からは継続登録されたボランティア50名に、新規登録された60名の方が加わり、総勢110名で第10期かわさき犬・猫ボランティアの活動を開始しています。



研修委員会活動中！

ボランティア・行政職員のスキル・知識の向上、市民への事業紹介、普及啓発を目的に、研修を企画する委員会を立ち上げ、定期的に打ち合わせを行い、研修会を開催しています。

写真（第3回ボランティア会議の様子）

11月10日には、第10期の初会議となる第3回かわさき犬・猫愛護ボランティア会議を実施し、動物愛護センターの再編整備やその他さまざまな議題について情報共有を行いました。

【かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動】

地域での自主的な活動のほかに、動物愛護フェアや適正飼養キャンペーンといったイベントや、各区での動物愛護の普及啓発活動、センターでの譲渡会等、様々な動物愛護施策にご協力いただいております。



セミナー「猫と楽しく暮らすためのエッセンス」開催のお知らせ

猫を飼っている方やこれから飼いたいと思っている方を対象とした

セミナーの開催を予定しています。

日時：平成30年1月28日（日）14:00~16:00（予定）

場所：中原区役所5階会議室

講師：坂崎 清歌先生（キャットインストラクター（DINGO認定））

申し込み方法は動物愛護センターホームページやフェイスブック等で随時お知らせしていきますのでご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしております。



譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。



今後の開催予定日

- H29年12月17日（日）14~16時
- H30年 1月21日（日）14~16時
- H30年 2月18日（日）14~16時

猫の不妊及び去勢手術費の一部補助について -生活衛生課からのお知らせ-

***** 第2期は1月4日から 受付開始/先着順 *****

今年度も猫の不妊及び去勢手術の補助は2期制で実施します。12月末までに申請した方も、平成30年1月4日から1世帯3頭まで追加申請できます。ご利用ください。

申請期間 | 平成30年1月4日（木）から平成30年3月30日（金）まで

対象 | 市内在住で責任を持って猫の世話をしている人

手術時期 | 平成29年4月から平成30年3月まで

補助額 | メス1匹 3,000円 オス1匹 2,000円



※ 1世帯3頭まで。補助金交付予定額が予算額に達した時点で締め切ります。

申請およびお問合せ先 | 各区保健福祉センター衛生課

※ 申請書は協力動物病院で配布または市ホームページからもダウンロードできます。

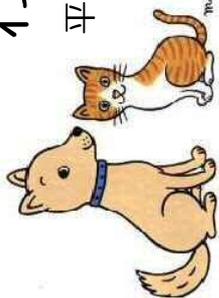
適正飼養キャンペーンのご報告

11月は適正飼養月間として各区役所保健福祉センター衛生課と動物愛護センターで動物の愛護と適正な飼養についてボランティアの方々と協働して普及啓発活動を行いました。

キャンペーンにより、飼い主の方々には動物の飼い方を見直していただく機会となりましたら幸いです。人も動物も安心して暮らせるまらづくりのための普及啓発について、今後取り組み組んでまいります。



写真：動物愛護センターのクリーン活動の様子



川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷 119
電話 044-766-2237



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

参加者募集!

犬のしつけ方教室〜犬と楽しく暮らすために〜

犬を飼っている方やこれから飼いたい方を対象に、犬のしつけ方教室「〜犬と楽しく暮らすために〜」を開催します。講師には、家庭犬しつけインストラクターの廣田先生をお招きします。当日は直接先生にご質問いただける時間も設けています。皆様のご参加をお待ちしております。



日時：平成30年3月7日(水) 14:00~16:00 (開場：13:30~)
場所：中原区役所別館(保健所)1階 講堂
講師：廣田 知子先生(家庭犬しつけインストラクター)
★先生の愛犬も参加予定です★

申し込み方法：電話にて 動物愛護センターまで

044-766-2237

(平日 8:30~17:15)

定員：先着40名(定員になり次第受付を終了いたします)

＊飼犬を連れての参加はできません。

写真：昨年度のしつけ方教室の様子



猫の矯正飼養講座「猫と楽しく暮らすためのエッセンス」を開催しました

平成30年1月28日(日)に、キャットインストラクターの城崎清歌先生をお迎えして、「猫と楽しく暮らすためのエッセンス」と題し、猫を飼っている方やこれから飼うことを検討している方を対象に、ご講演いただきました。

猫と楽しくコミュニケーションをとる方法の1つとして、クリッカートレーニングのご紹介がありました。

68名の参加者の皆様と「動画に合わせたクリッカーを鳴らす」実践があり、笑い声とともに感嘆の声もあり、活気のある講座になりました。

「これからは、身体の健康だけでなく心の健康も考えて猫とコミュニケーションをとってほしい」とのお声もいただきました。



写真：当日の会場の様子



譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。



今後の開催予定日

- H30年 3月18日(日) 14~16時
- H30年 4月15日(日) 14~16時
- H30年 5月20日(日) 14~16時

動物愛護事業への寄附について

平成26年度から、動物愛護関連事業への寄附要綱を設置し、現在までたくさんのご寄附をいただいております。皆様の多大なるご支援・ご協力、誠にありがとうございます。



動物たちの飼育環境の充実などにも活用させていただきます！

- 寄附の方法は、以下の3通り
- ① 川崎市ふるさと応援寄附金などで
 - ② 口座振り込みで
 - ③ 物品で

いずれも詳細は動物愛護センターにお問合せいただくか、以下のHPをご覧ください
<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000056807.html>
又は 川崎市 動物愛護基金 で検索

ご厚意に感謝申し上げます

～29年度皆様からいただいた寄附～
(平成29年4月～平成30年1月末)
物品の寄附：165件
金銭の寄附：186件 10,768,288円

ミニたまゆりに参加しました

川崎市麻生区の田園調布学園大学で行われた「第13回子どもがつくる町ミニたまゆり」へ、2月10日(土)に参加しました。

子供たちは、町を運営し、職業体験を通して社会の仕組みやお金の大切さを学びます。動物愛護センターのお仕事体験でも、動物の適正飼養について積極的に学ぶ姿勢が印象的でした。



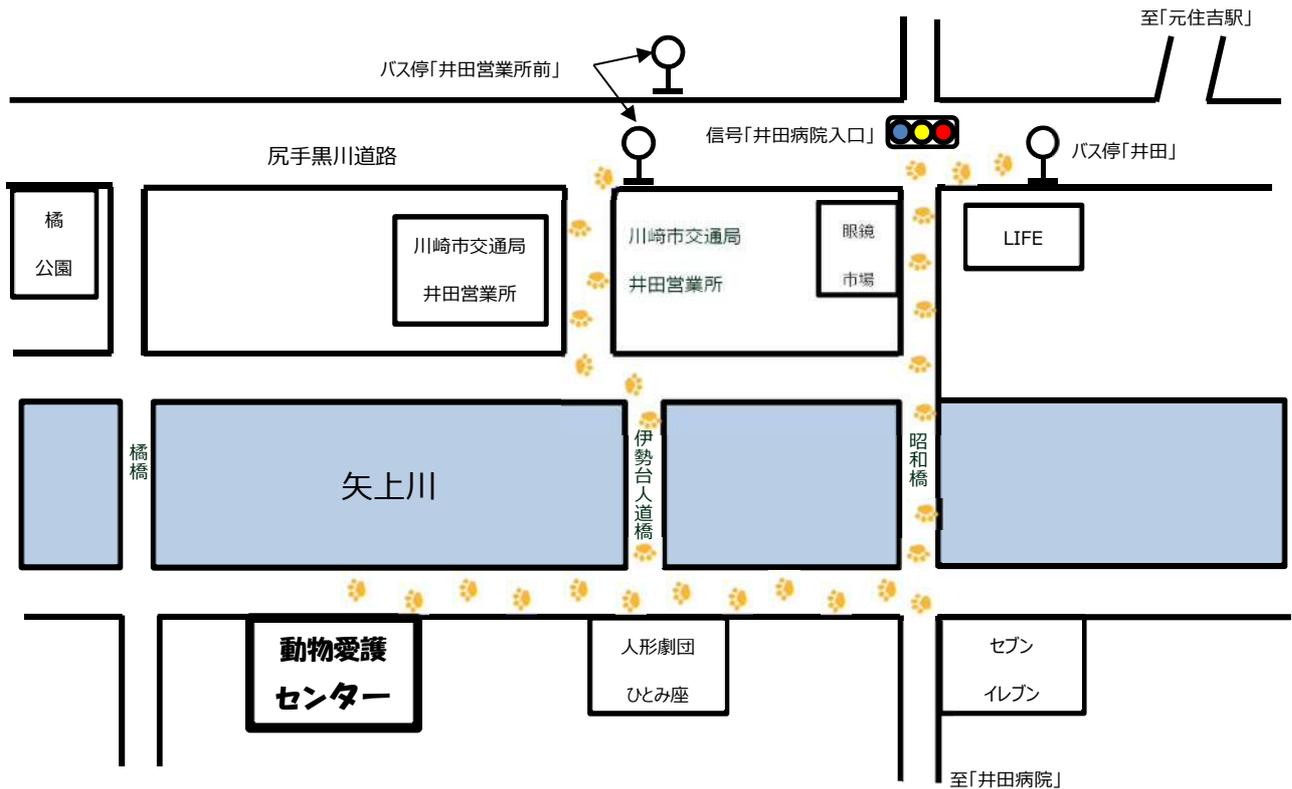
(←写真左)
低学年向け：犬をしあわせにする大作戦の様子



(写真右→)
高学年向け：迷子札を作ろう！の作品

- 犬を飼っている方へ 散歩中のトイレについて「糞」は持ち帰り、「尿」はたっぷり水で流すなど後始末に気を付けて、人にも動物にも住みやすい環境づくりにご協力ください。

案内図



川崎市動物愛護センター

住所 川崎市高津区蟹ヶ谷 119

電話 044-766-2237 FAX 044-798-2743

(1) JR南武線武蔵新城駅から市営バス

- 井田病院 行き
- 川崎駅西口 行き
- 井田営業所 行き
- 江川町 行き
- 元住吉 行き

井田営業所前 下車 徒歩5分

(2) JR川崎駅西口から市営バス

- 井田営業所 行き
- 新城駅 行き
- 蟹ヶ谷 行き
- 井田病院 行き 井田 下車 徒歩 10分

(3) 東急元住吉駅から川崎市営バス

- 井田営業所 行
 - 新城駅 行
 - 蟹ヶ谷 行
 - 井田病院 行
 - 総合リハビリテーションセンター前 行
- 井田営業所前 下車 徒歩 5分
- 井田 下車 徒歩 10分

編集発行

川崎市健康福祉局保健所

動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷 119

電話 044(766)2237

FAX 044(798)2743

発行日 平成 30 年 9 月